

37	208,400	267,800	302,600	366,700
38	210,000	269,600	305,000	369,600
39	211,600	271,400	307,400	372,400
40	213,200	273,300	309,900	375,200
41	214,700	275,100	312,300	377,800
42	216,300	277,000	314,700	380,400
43	217,900	278,800	317,200	382,800
44	219,500	280,600	319,600	385,300
45	221,100	282,400	322,100	387,800
46	222,600	284,300	324,600	390,200
47	224,200	286,100	327,100	392,600
48	225,900	287,800	329,700	395,000
49	227,600	289,600	332,300	397,500
50	229,400	291,300	335,000	399,900
51	231,100	293,200	337,700	402,200
52	232,800	295,000	340,400	404,500
53	234,500	296,800	343,100	406,900
54	236,200	298,600	345,700	409,300
55	237,800	300,300	348,200	411,600
56	239,400	302,100	350,600	413,800
57	241,000	303,800	352,900	415,900
58	242,700	305,700	355,200	417,900
59	244,300	307,300	357,400	420,000
60	245,900	308,900	359,500	422,000
61	247,500	310,500	361,500	423,900
62	249,200	312,100	363,500	425,800
63	250,800	313,700	365,500	427,600
64	252,400	315,300	367,400	429,400
65	253,900	316,800	369,300	431,200
66	255,500	318,400	371,000	432,700
67	257,100	319,900	372,700	433,800
68	258,700	321,500	374,300	434,700
69	260,300	323,000	375,900	435,600
70	261,900	324,500	377,000	436,400
71	263,600	326,000	378,100	437,100
72	265,200	327,500	379,000	437,800
73	266,700	329,000	379,900	438,500
74	268,300	330,500	380,800	439,200
75	269,900	332,000	381,700	439,900
76	271,400	333,400	382,500	440,600
77	272,900	334,700	383,300	441,300
78	274,500	336,000	384,100	442,000
79	276,000	337,200	384,900	442,700
80	277,500	338,300	385,700	443,300

81	279,000	339,300	386,500	443,900
82	280,500	340,300	387,200	444,600
83	282,000	341,300	387,900	445,200
84	283,500	342,200	388,500	445,800
85	285,000	343,100	389,100	446,400
86	286,400	343,900	389,700	447,000
87	287,900	344,600	390,300	447,600
88	289,400	345,300	390,900	448,200
89	290,800	345,900	391,500	448,800
90	292,200	346,400	392,100	449,400
91	293,600	346,800	392,700	450,000
92	295,000	347,200	393,200	450,500
93	296,400	347,700	393,700	451,000
94	297,700	348,100	394,300	
95	298,900	348,500	394,800	
96	300,200	349,000	395,300	
97	301,400	349,500	395,700	
98	302,600	349,900	396,200	
99	303,700	350,300	396,700	
100	304,700	350,800	397,200	
101	305,700	351,300	397,700	
102	306,600	351,700	398,200	
103	307,400	352,100	398,700	
104	308,200	352,500	399,200	
105	309,000	352,800	399,600	
106	309,800	353,200	400,100	
107	310,500	353,600	400,600	
108	311,200	354,000	401,000	
109	311,800	354,300	401,400	
110	312,300	354,600	401,900	
111	312,700	355,000	402,400	
112	313,200	355,400	402,800	
113	313,500	355,800	403,200	
114	313,800	356,200	403,700	
115	314,100	356,600	404,200	
116	314,400	356,900	404,600	
117	314,700	357,300	405,000	
118	315,000	357,700	405,500	
119	315,300	358,100	405,900	
120	315,600	358,500	406,300	
121	315,900	358,800	406,700	
122	316,200	359,100	407,100	
123	316,500	359,500	407,500	
124	316,800	359,900	407,900	

	125	317,100	360,200	408,300	
	126	317,400	360,500	408,700	
	127	317,700	360,900	409,100	
	128	318,000	361,300	409,500	
	129	318,300	361,600	409,900	
	130	318,600			
	131	318,900			
	132	319,200			
	133	319,500			
	134	319,800			
	135	320,100			
	136	320,400			
	137	320,700			
	138	321,000			
	139	321,300			
	140	321,600			
	141	321,900			
	142	322,200			
	143	322,500			
	144	322,800			
	145	323,100			
再任用職員		204,500	232,900	271,500	313,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## 別表第六（第5条関係）

## 指定職給料表

号 給	給料月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000

備考 この表は、局長その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第六の二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の下に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第二十一条の二の三第二項中「昭和三十七年法律第百六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第十四条又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

第二十一条の三第四項中「以上」を「又は八級」に改め、同条第五項中「である職員」の下に「及び公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が九級である職員」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第5条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	165,100	172,300	193,700	201,100	225,000	247,700	284,800	311,800	509,600
	2	166,400	173,800	196,000	202,900	226,800	249,700	287,100	314,200	518,500
	3	167,800	175,300	198,300	204,700	228,700	251,600	289,300	316,600	527,400
	4	169,200	176,800	200,500	206,500	230,600	253,600	291,400	319,100	
	5	170,600	178,300	202,700	208,300	232,500	255,700	293,600	321,600	
	6	172,200	179,900	204,600	210,100	234,400	257,800	295,800	324,000	
	7	173,900	181,500	206,500	211,900	236,300	259,900	298,000	326,500	
	8	175,600	183,100	208,400	213,700	238,200	262,000	300,200	328,900	
	9	177,300	184,700	210,200	215,600	240,100	264,100	302,400	331,400	
	10	179,000	186,800	212,100	217,400	242,000	266,200	304,600	333,900	
	11	180,700	189,000	214,000	219,200	243,900	268,300	306,800	336,400	
	12	182,400	191,200	215,900	221,100	245,800	270,400	309,000	339,000	
	13	184,200	193,500	217,700	223,000	247,800	272,500	311,200	341,600	
	14	186,300	195,800	219,600	224,800	249,700	274,600	313,500	344,100	
	15	188,500	198,000	221,400	226,600	251,700	276,700	315,800	346,700	
	16	190,800	200,200	223,200	228,500	253,700	278,800	318,100	349,300	
	17	193,100	202,400	225,000	230,400	255,700	280,900	320,400	351,900	
	18	195,400	204,300	226,800	232,200	257,600	283,000	322,800	354,500	
	19	197,600	206,300	228,600	234,100	259,600	285,100	325,200	357,200	
	20	199,800	208,300	230,400	236,000	261,600	287,200	327,600	359,900	
	21	202,000	210,200	232,200	237,900	263,600	289,400	330,100	362,600	
	22	204,100	211,900	234,000	239,800	265,600	291,500	332,600	365,300	
	23	206,200	213,700	235,800	241,700	267,600	293,600	335,000	368,000	
	24	208,200	215,500	237,600	243,600	269,600	295,800	337,400	370,700	
	25	210,100	217,200	239,400	245,500	271,600	298,000	339,800	373,500	
	26	211,800	218,900	241,200	247,400	273,600	300,200	342,200	376,300	
	27	213,500	220,600	243,000	249,300	275,600	302,300	344,600	379,200	
	28	215,200	222,300	244,700	251,200	277,600	304,500	347,000	382,200	
	29	216,800	223,900	246,400	253,100	279,700	306,600	349,500	385,200	
	30	218,500	225,500	248,200	255,000	281,700	308,800	351,900	387,900	
	31	220,200	227,100	250,000	256,900	283,800	311,000	354,300	390,600	
	32	221,900	228,700	251,700	258,800	285,900	313,200	356,700	393,300	
	33	223,500	230,300	253,400	260,700	288,000	315,400	359,200	395,900	
	34	225,000	231,900	255,200	262,600	290,000	317,600	361,700	398,600	
	35	226,500	233,500	257,000	264,700	292,100	319,800	364,200	401,200	
	36	227,900	235,000	258,700	266,700	294,200	322,000	366,700	403,800	

37	229,300	236,500	260,400	268,700	296,300	324,300	369,200	406,400
38	230,700	238,100	262,200	270,700	298,300	326,500	371,900	408,800
39	232,100	239,600	263,900	272,700	300,400	328,700	374,600	411,100
40	233,500	241,100	265,600	274,700	302,500	331,000	377,200	413,400
41	234,900	242,700	267,300	276,800	304,600	333,200	379,700	415,700
42	236,300	244,300	269,000	278,900	306,800	335,600	382,000	417,900
43	237,700	245,800	270,700	281,000	309,000	338,000	384,300	420,100
44	239,100	247,300	272,400	283,100	311,200	340,400	386,600	422,200
45	240,400	248,900	274,100	285,100	313,500	342,700	388,800	424,300
46	241,800	250,400	275,800	287,100	315,600	344,800	391,100	426,400
47	243,200	252,000	277,500	289,000	317,700	346,900	393,400	428,400
48	244,500	253,600	279,200	290,900	319,800	349,000	395,700	430,400
49	245,800	255,100	280,900	292,800	322,000	351,000	397,900	432,400
50	247,200	256,600	282,600	294,800	324,100	353,100	400,100	434,300
51	248,500	258,200	284,300	296,700	326,200	355,200	402,300	436,200
52	249,800	259,800	286,000	298,500	328,300	357,200	404,400	438,100
53	251,100	261,300	287,700	300,300	330,400	359,200	406,500	439,900
54	252,400	262,800	289,500	302,200	332,500	361,200	408,400	441,400
55	253,700	264,400	291,200	304,100	334,500	363,200	410,300	442,900
56	255,000	266,000	292,900	306,000	336,600	365,200	412,200	444,300
57	256,300	267,500	294,500	307,800	338,700	367,100	414,000	445,600
58	257,600	269,000	296,200	309,600	340,800	369,100	415,700	446,800
59	258,900	270,600	297,800	311,500	342,900	371,100	417,400	448,000
60	260,200	272,100	299,400	313,300	344,900	373,000	419,000	449,100
61	261,400	273,600	301,000	315,100	347,000	374,900	420,600	450,200
62	262,700	275,100	302,700	317,000	349,000	376,900	422,100	451,100
63	264,000	276,700	304,300	318,800	350,900	378,800	423,500	452,000
64	265,300	278,200	305,900	320,600	352,900	380,700	424,900	452,900
65	266,500	279,700	307,500	322,400	354,800	382,600	426,300	453,800
66	267,800	281,200	309,100	324,200	356,700	384,500	427,500	454,600
67	269,100	282,700	310,800	326,000	358,700	386,400	428,700	455,400
68	270,400	284,300	312,400	327,800	360,600	388,200	429,800	456,100
69	271,600	285,800	314,000	329,600	362,600	390,000	430,900	456,800
70	272,900	287,400	315,600	331,400	364,400	391,600	432,100	457,500
71	274,200	288,900	317,200	333,200	366,100	393,200	433,300	458,200
72	275,500	290,400	318,800	335,000	367,800	394,700	434,400	458,900
73	276,700	291,900	320,400	336,700	369,500	396,200	435,500	459,500
74	278,000	293,400	321,900	338,400	371,200	397,700	436,300	460,200
75	279,300	294,900	323,400	340,200	372,900	399,200	437,100	460,800
76	280,600	296,300	324,800	342,000	374,600	400,600	437,900	461,400
77	281,800	297,700	326,200	343,700	376,200	402,000	438,600	462,000
78	283,100	299,200	327,500	345,400	377,700	403,400	439,300	462,500
79	284,400	300,600	328,800	347,000	379,200	404,700	440,000	463,000
80	285,700	302,000	330,000	348,600	380,700	405,900	440,700	463,600

81	286,900	303,400	331,200	350,100	382,100	407,100	441,300	464,100
82	288,200	304,800	332,400	351,500	383,400	408,300	442,000	464,600
83	289,500	306,200	333,600	352,900	384,700	409,400	442,700	465,100
84	290,700	307,600	334,700	354,300	386,000	410,500	443,300	465,600
85	291,900	309,000	335,900	355,700	387,300	411,500	443,900	466,000
86	293,200	310,300	337,100	357,000	388,500	412,300	444,600	466,500
87	294,500	311,600	338,200	358,400	389,600	413,100	445,200	467,000
88	295,700	312,800	339,400	359,800	390,800	413,900	445,800	467,500
89	296,900	314,000	340,500	361,100	391,900	414,600	446,400	467,900
90	298,000	315,100	341,600	362,500	392,800	415,300	447,000	468,300
91	299,100	316,200	342,700	363,900	393,600	416,000	447,600	468,800
92	300,200	317,300	343,700	365,200	394,400	416,700	448,100	469,300
93	301,300	318,300	344,800	366,500	395,100	417,300	448,600	469,800
94	302,400	319,400	345,900	367,800	395,900	418,000	449,200	470,200
95	303,400	320,500	347,000	369,000	396,600	418,700	449,700	470,700
96	304,400	321,500	348,100	370,200	397,300	419,300	450,200	471,200
97	305,400	322,500	349,100	371,400	398,000	419,900	450,600	471,700
98	306,400	323,600	350,000	372,400	398,700	420,600	451,100	472,100
99	307,400	324,600	351,000	373,300	399,400	421,200	451,600	472,600
100	308,400	325,600	352,000	374,300	400,000	421,800	452,100	473,100
101	309,400	326,600	352,900	375,200	400,700	422,400	452,500	473,600
102		327,700	353,900	376,100	401,400	423,100	453,000	474,000
103		328,700	354,800	376,900	402,100	423,700	453,500	474,500
104		329,700	355,700	377,600	402,800	424,300	453,900	475,000
105		330,700	356,500	378,300	403,400	424,900	454,400	475,500
106		331,700	357,200	378,900	404,100	425,500	454,900	
107		332,600	357,900	379,500	404,800	426,200	455,400	
108		333,500	358,600	380,000	405,400	426,800	455,800	
109		334,300	359,300	380,600	406,000	427,300	456,300	
110		334,900	359,900	381,200	406,700	427,900	456,800	
111		335,500	360,500	381,700	407,300	428,500	457,300	
112		336,100	361,000	382,300	407,900	429,100	457,700	
113		336,700	361,500	382,900	408,500	429,600	458,200	
114		337,300	362,000	383,500	409,200	430,200	458,700	
115		337,800	362,500	384,000	409,800	430,800	459,200	
116		338,300	363,000	384,500	410,300	431,300	459,600	
117		338,600	363,500	385,100	410,900	431,800	460,100	
118		338,900	364,000	385,700	411,500	432,300		
119		339,200	364,400	386,200	412,100	432,800		
120		339,500	364,900	386,700	412,700	433,300		
121		339,800	365,300	387,200	413,300	433,700		
122		340,100	365,700	387,700	413,900	434,200		
123		340,400	366,100	388,200	414,500	434,700		
124		340,700	366,500	388,700	415,100	435,100		



125		341,000	366,900	389,200	415,600	435,500			
126		341,300	367,300	389,700	416,200	436,000			
127		341,600	367,700	390,200	416,800	436,500			
128		341,900	368,100	390,700	417,300	436,900			
129		342,200	368,500	391,200	417,800	437,300			
130		342,500	368,800	391,700	418,300	437,800			
131		342,800	369,100	392,200	418,800	438,300			
132		343,100	369,400	392,700	419,300	438,700			
133		343,400	369,700	393,100	419,700	439,100			
134			370,000	393,600	420,200	439,600			
135			370,300	394,100	420,700	440,100			
136			370,600	394,600	421,200	440,500			
137			370,900	395,000	421,600	440,900			
138			371,200	395,500	422,100	441,400			
139			371,500	395,900	422,600	441,900			
140			371,800	396,300	423,100	442,300			
141			372,100	396,800	423,500	442,700			
142			372,400	397,200	424,000				
143			372,700	397,700	424,500				
144			373,000	398,100	424,900				
145			373,300	398,500	425,400				
146			373,600	398,900	425,900				
147			373,900	399,400	426,400				
148			374,200	399,800	426,800				
149			374,500	400,200	427,300				
150				400,600	427,800				
151				401,100	428,300				
152				401,500	428,700				
153				401,900	429,100				
154					429,600				
155					430,100				
156					430,500				
157					430,900				
再任用職員	200,000	231,600	267,400	284,100	296,000	306,100	321,200	338,100	429,700

備考 この表は、警察職員及び消防職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第六の二（第五条関係）

イ 行政職給料表(一) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事の職務
二級	一 主任の職務 二 警視庁の本部の副主査の職務 三 消防庁の本部の主任の職務
三級	一 課長代理の職務 二 警視庁の本部の係長の職務 三 消防庁の本部の課長代理の職務
四級	一 課長の職務 二 警視庁の本部の管理官の職務 三 消防庁の本部の課長の職務
五級	一 部長の職務 二 警視庁の本部の理事官の職務 三 消防庁の本部の部長の職務

備考 表中「本部」とは、警視庁組織規則（昭和四十七年東京都公安委員会規則第二号）第二条及び東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）第二条に規定するものをいう。

ロ 行政職給料表(二) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	技能主事の職務
二級	技能主任の職務
三級	技能長の職務
四級	統括技能長の職務

ハ 公安職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

他の級に属さない職務

相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務

一級	他の級に属さない職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務
三級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務
四級	一 警視庁の本部の副主査の職務 二 消防庁の本部の主任の職務
五級	一 警視庁の本部の係長の職務 二 消防庁の本部の係長の職務
六級	一 警視庁の本部の指定係長の職務 二 消防庁の本部の課長補佐の職務
七級	一 警視庁の本部の管理官の職務 二 消防庁の本部の課長の職務
八級	一 警視庁の本部の指定管理官の職務 二 消防庁の本部の指定課長の職務
九級	一 警視庁の本部の理事官の職務 二 消防庁の本部の部長の職務

備考 表中「本部」とは、イの行政職給料表(一) 等級別基準職務表の備考に定めるところによる。

ニ 医療職給料表(一) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	課長代理の職務
二級	医長の職務
三級	部長の職務

ホ 医療職給料表(二) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事の職務
二級	主任の職務
三級	課長代理の職務
四級	課長の職務

へ 医療職給料表(三) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事の職務
二級	主任の職務
三級	課長代理の職務
四級	課長の職務

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定(第二十一条の二の三第二項の改正規定を除く。)、附則第六条から第十五条まで及び附則第十八条の規定は平成二十八年四月一日から、第二条の規定(第二十一条の二の三第二項の改正規定に限る。)は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)の規定(第二十一条の二第二項及び附則第五項の規定を除く。)は平成二十七年四月一日から、第一条による改正後の条例第二十一条の二第二項及び附則第五条の規定は同年十二月一日から適用する。

(平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

第三条 平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

第四条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用

を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当に関する特例措置)

第五条 平成二十七年十二月に支給する勤勉手当に係る第一条による改正後の条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百二十」と、同項第二号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」と、同項第三号中「百分の四十」とあるのは「百分の四十二・五」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

(等級別基準職務表に定める基準となる職務の特例)

第六条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年東京都人事委員会規則第九号)附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた者の属する平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第二条による改正後の条例」という。)第五条第三項に規定する等級別基準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第七条 切替日の前日において第一条による改正後の条例別表第二に掲げる公安職給料表の九級の適用を受けていた職員(以下「特定職員」という。)の切替日における号給は、人事委員会が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第八条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(切替日の翌日以降に受けている号給が変わる場合は、当該変更が生じた日の前日に受けて

いた給料月額とこの条に規定する差額に相当する額との合計額) に達しないこととなる特定職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員その他人事委員会の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(切替日の翌日以降に受けている号給が変わる場合は、当該変更が生じた日の前日に受けていた差額に相当する額を限度とした額)を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(前項に規定する特定職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第九条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわらず、第二条による改正後の条例第六条の二第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から第二条による改正後の条例第六条の二第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第十条 前二条の規定による給料を支給される特定職員又は職員に関する第二条による改正後の条例第二十一条第四項(第二条による改正後の条例第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料

月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第二十九号)附則第八条又は第九条の規定による差額に相当する額との合計額」とする。(給料の切替えに伴う扶養手当に係る経過措置)

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員には、第二条による改正後の条例第二十一条の三第五項の規定にかかわらず、切替日から平成三十年三月三十一日までの間、職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)

第十条の規定による扶養手当(切替日の前日に認定されている扶養親族に係るものに限る。)の額(人事委員会の承認を得て規則で定める場合にあつては、人事委員会の承認を得て規則で定める額。以下「扶養手当基礎額」という。)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を第二条による改正後の条例第十条の規定による扶養手当として支給する。ただし、切替日以降にその者の受ける給料月額と附則第八条の規定による差額に相当する額との合計額が、切替日の前日において受けていた給料月額(人事委員会の承認を得て規則で定める場合にあつては、人事委員会の承認を得て規則で定める給料月額)を超える場合の扶養手当基礎額は、当該場合における差額に相当する額を差し引いた額とする。

一 切替日から平成二十九年三月三十一日まで 百分の百  
二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 百分の五十  
2 前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て規則で定める職員については、同項の規定を適用しない。

第十二条 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前条の規定による扶養手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、同条の規定に準じて、扶養手当を支給する。

第十三条 前二条の規定により扶養手当が支給される職員が育児短時間勤務等をしている場合の扶養手当の額については、前二条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第十四条 前三条に定める扶養手当の支給に係る届出等の取扱については、第二条による改正後の条例第二十一条の三第五項の規定にかかわらず、給与条例第十一条(同

条第一項第一号及び第三号を除く。)の規定を適用する。

第十五条 附則第十一条から前条までに定めるもののほか、給料の切替えに伴う扶養手当に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(給与の内払)

第十六条 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第十七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十八条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

第二十七条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第二百二十九号)附則第八条による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同条の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例(平成七年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十一号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

号	給 料	月 額
一	三七一、〇〇〇円	
二	四一八、一〇〇円	
三	四六七、九〇〇円	
四	五三三、五〇〇円	
五	六〇八、一〇〇円	
六	六九一、九〇〇円	
七	七七八、〇〇〇円	

第四条第二項中「人事委員会規則に定める基準」を「次の号給別基準職務表」に改め、同項に次の表を加える。

号	給 料	基 準	と	な	る	職 務
一		特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務				
二		特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務				

三	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
四	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
五	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する極めて困難な職務
六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する極めて困難で重要な職務
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する極めて困難で特に重要な職務

第五条中「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

第七条中「第四条第二項、第四項及び第五項」を「第四条第四項」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条第二項及び第七条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第一項の規定は平成二十七年四月一日から、改正後の条例第五条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。（期末手当に関する特例措置）
- 3 平成二十七年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百七十」とあるのは、「百分の百七十二・五」とする。（給与の内払）
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百三十二号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	三八七、六〇〇円
二	四三五、七〇〇円
三	四九四、五〇〇円
四	五六一、〇〇〇円
五	六二五、六〇〇円
六	六九一、九〇〇円

第七条第二項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	三〇四、五〇〇円
二	三三〇、九〇〇円
三	三五九、四〇〇円

第七条第三項中「人事委員会規則に定める基準」を「次の号給別基準職務表」に改め、同項に次の二表を加える。

一 第一号任期付研究員給料表 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
一	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
二	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務
三	著しく高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき困難な研究について統括、調整等を行う職務
四	著しく高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき困難な研究について統括、調整等を行う職務
五	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき極めて困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要困難な研究について統括、調整等を行う職務
六	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき極めて困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要困難な研究について統括、調整等を行う職務

二 第二号任期付研究員給料表 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
一	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
二	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

第八条中「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

第十一条中「第七条第三項及び第五項」を「第七条第五項」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第七条第三項及び第十一条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項及び第二項の規定は平成二十七年四月一日から、改正後の条例第八条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 平成二十七年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百七十」とあるのは、「百分の百七十二・五」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十三号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項中「第九条」を「第十条第二項」に改め、「助手、」を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十四号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十五号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第一百四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に改める。  
附則  
この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十六号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「三十年」を「四十年」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例による改正前の東京都区市町村振興基金条例の規定により貸付けを決定した長期貸付の貸付金の貸付期間については、なお従前の例による。

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日



●東京都条例第三百三十七号

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都知事 外 添 要 一

東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中	法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	一枚につき十円（一件名につき百円を限度とする。）に写し一枚につき二十円を加えて得た額	写しの交付のとき。
-----	---	-----------------	--	-----------

法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	一枚につき十円（一件名につき百円を限度とする。）に写し一枚につき二十円を加えて得た額	写しの交付のとき。
---	-----------------	--	-----------

に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十八号

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例

(通則)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百三十三条第十一項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十八条（第六項を除く。）の規定により東京都固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）が行う書類又は資料の写しの交付に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料)

第二条 準用行政不服審査法第三十八条第四項に規定する条例で定める手数料は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第三条 準用行政不服審査法第三十八条第五項の規定により、前条の手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 審査を申し出た者（以下「審査申出人」という。）が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する現に同法の保護を受けている者であるとき。
- 二 審査申出人が生活保護法第六条第二項に規定する同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていないものであるとき。
- 三 審査申出人が災害等不時の事故によつて生計困難になった者であるとき。
- 四 その他知事において特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

別表(第二条関係)

種類	金額
書類又は資料の写し(単色刷り)	一枚につき十円
書類又は資料の写し(多色刷り)	一枚につき二十円

備考

- 一 この表において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
- 二 書類又は資料の写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百三十九号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第十九条―第二十八条)」を「審査請求(第十九条―第三十二条)」に、「(第二十九条)」を「(第三十三条)」に、「(第三十条―第三十三条の二)」を「(第三十四条―第三十八条)」に、「(第三十四条)」を「(第三十九条)」に、「(第三十五条―第三十九条)」を「(第四十条―第四十四条)」に改める。

第七条第二号中「情報(」の下に「第八号及び第九号に関する情報並びに」を加え、同条に次の二号を加える。

八 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号。

以下「特定個人情報保護条例」という。)第二条第七項に規定する特定個人情報

九 特定個人情報保護条例第二条第四項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

第九条中「第七条第一号」の下に、「第八号及び第九号」を加える。

第十五条第三項中「第十九条及び第二十条」を「第二十条及び第二十二條」に改める。

第十七条第一項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十九条中「第二十二條第五項」を「第二十四條第五項」に、「第三十四條第十二項」を「第三十九條第十二項」に改め、同条を第四十四條とする。

第三十八條を第四十三條とし、第三十五條から第三十七條までを五條ずつ繰り下げる。

第四章中第三十四條を第三十九條とする。

第三章中第三十三條の二を第三十八條とし、第三十三條を第三十七條とし、第三十條から第三十二條までを四條ずつ繰り下げる。

第二章第三節中第二十九條を第三十三條とし、同章第二節中第二十八條を第三十二條とし、第二十七條を第三十一條とする。

第二十六條第一項中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人等」に、「諮問庁」を「審査会」に、「第二十四條第三項」を「第二十六條第三項」に、「前條第一項」を「前條第三項」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、「複写を求める」を「写し(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面)の交付を求める」に、「複写を拒む」を「写しの交付を拒む」に、同條第二項中「諮問庁」を「審査会」に、「前項」を「第一項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしよ

うとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴

かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限り

でない。

第二十六條を第二十八條とし、同條の次に次の二條を加える。

(審査請求の制限)

第二十九條 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、

審査請求をすることができない。

(答申書の送付)

第三十条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第二十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認める」を「与える」に改め、同条第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条中「不服申立て」を「審査請求」に、同条第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条中「第十九条(第十九条の二)」を「第二十条(第二十一条)」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条中「第十九条」を「第二十条」に改め、「処分庁(都が設立した地方独立行政法人)を加え、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第

二十二条とする。

第十九条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「開示決定等」の下に「若しくは開示請求拒否決定」を加え、「行政不服審査法の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「がした開示決定等」の下に「若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに係る処分又は」を「審査請求に係る」に、「諮問をして」を「諮問して」に、「不服申立てについて」を「審査請求について」に、「決定又は裁決」を「裁決」に、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十三条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「処分庁又は審査庁」を「審査庁」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

第十九条を第二十条とし、第二章第二節中同条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)  
第十九条 開示決定等若しくは開示請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により開示請求を拒否する決定(第二条第二項各号又は第二条の二に規定する適用除外文書である場合又は前条各項に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。以下「開示決定等若しくは開示請求拒否決定」という。)又は開示請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

「第二節 不服申立て」を「第二節 審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「改正行政不服審査法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第七条及び第九条の改正規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関がした開示決定等についての不服申立てであつて、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等に係るものは、なお従前の例による。

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四百十号

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の七」を「第二十五条の九」に改める。

第四条第三項第七号中「第十条第二項各号」を「第十条第一項各号」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項各号のいずれかに該当する」を加える。

第八条中「講じなければ」を「講じ、委託を受けた者及び指定管理者(以下「受託者等」という。)に対する十分かつ適切な監督を行わなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(再委託)

第八条の二 受託者等は、当該事務を委託した実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者等とみなして、前項及び次条の規定を準用する。

第九条第一項中「実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は都の公の施設の指定管理者」を「受託者等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 受託者等は、前条第一項の規定に基づき個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第十条第一項中「及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用・提供」

を(以下「目的外利用」)に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

第十条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第十条第二項第五号中「利用し、又は」を削り、同項第六号中「同一実施機関内で利用する場合又は」を削り、「実施機関等」の下に「(以下この号において「国等の機関」という。)」を、「場合で、」の下に「国等の機関が」を加え、同条第三項中「提供」を「又は目的外提供」に改める。

第十一条第二項中「を除き」を「に限り」に、「してはならない」を「行うことができる」に改める。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りでない。

第十四条第七項中「第二十四条及び第二十四条の三」を「第二十四条の二及び第二十四条の四」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六

十日以内はその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第一項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期間

第十六条第二号中「情報」の下に「第九号から第十一号までに関する情報及び」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であつて、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

第十六条に次の三号を加える。

九 他人（東京都特定個人情報保護の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第十条に規定する他人をいう。）の特定個人情報（特定個人情報保護条例第二条第七項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）

十 開示請求者同一の世帯に属する者の特定個人情報であつて、開示請求者に開示することによつて、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

十一 特定個人情報保護条例第二条第四項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

第十七条中「できるとき」を「でき、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれないと認められるとき」に改める。

第十七条の二中「第十六条第一号」の下に「、第九号、第十号及び第十一号」を加える。

第二十条第五項及び第二十一条の六第五項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十二条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第二十四条の四の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第一号及び同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十四条の五とする。

第二十四条の三中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改め、「処分庁（都が設立した地方独立行政法人を含む。）又は」を削り、「審査庁」の下に「又は都が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十四条の三とする。

第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

第二十四条第一項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「第二十四条の四」を「第二十四条の五」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「処分庁又は」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十四条を第二十四条の二とする。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十四条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。次条第一項において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。  
第二十五条中「第二十四条（第二十四条の二）を「第二十四条の二（第二十四条の三）」に改める。  
第二十五条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
第二十五条の三第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。  
第二十五条の四第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認める」を「与える」に改め、同条第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第二十五条の五第一項中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人等」に、「諮問庁」を「審査会」に、「前条第一項」を「前条第三項」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「複写を求め」を「写し（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面）の交付を求め」に、「複写を拒む」を「写しの交付を拒む」に改め、同条第二項中「諮問庁」を「審査会」に、「前項」を「第一項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十五条の七を第二十五条の九とし、第二十五条の六を第二十五条の八とし、第二十五条の五の次に次の二条を加える。

(審査請求の制限)

第二十五条の六 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付)

第二十五条の七 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第二十六条中「第三十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定個人情報保護条例第二条第八項に規定する保有特定個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例は適用しない。

第三十四条中「第九条第一項」を「第八条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「改正行政不服審査法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項、第八条、第八

条の二、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十四条（「第二十四条及び第二十四条の三」を「第二十四条の二及び第二十四条の四」に改める部分を除く。）、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条の六、第三十条及び第三十四条の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであつて、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

東京都特定個人情報の保護に関する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百十一号

東京都特定個人情報の保護に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 個人番号（第五条―第十二条）

第三章 特定個人情報の利用、提供、収集等

第一節 特定個人情報の利用、提供、収集等の制限（第十三条―第十七条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び収集（第十八条―第二十二条）

八条―第二十二条

第四章 特定個人情報ファイルの保有の制限（第二十三条―第二十五条）

第五章 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等（第二十六条―第四十条）

六条

第六章 救済の手續（第四十七条）

第一章 総則

（目的等）

第一条 この条例は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の趣旨及び目的に鑑み、東京都における個人番号の利用に関して基本的事項を定めるとともに、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

2 特定個人情報の保護については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視總監及び消防總監並びに都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であつて、実施機関が保有するもの又は行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）以外の者が保有するものをいう。

3 この条例において「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成し

た情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

4 この条例において「個人番号」とは、法第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を变换して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

5 この条例において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

6 この条例において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項及び住民票コード（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十二条において同じ。）により記録されたカードであつて、法又は法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下「総務省令」という。）第十九条で定める措置が講じられたものをいう。

7 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、個人番号とそれ以外の個人情報（同一の公文書（東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第二条第二項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。）

9 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この条例において「評価対象特定個人情報」とは、特定個人情報ファイルを構成する個人番号等を含む個々のデータをいう。

11 この条例において「個人番号利用事務」とは、実施機関その他の行政事務を処理する者が第五条第一項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

12 この条例において「個人番号関係事務」とは、第五条第二項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

13 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この条例において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

15 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第一条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。以下「機構」という。）並びに法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる同号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、法第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、法第三条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、東京都の特性に応じた施策を実施するものとする。



(事業者の努力)

第四条 個人番号を利用する事業者は、法第三条の基本理念にのっとり、実施機関が個人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

(個人番号の利用)

第五条 実施機関は、法第九条第一項及び第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第百十一号。以下「利用条例」という。)第四条第一項で定める事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 法第九条第三項に掲げる法律その他の法令又は条例の規定により、実施機関が前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行う場合には、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

3 実施機関は、当該実施機関の事務に関して法第十九条第十一号から第十四号までの規定に基づき特定個人情報報の収集をしたときは、その収集した目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(個人番号等の安全管理義務)

第六条 実施機関は、法の趣旨に鑑み、実施機関の保有する個人番号及び特定個人情報報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託)

第七条 実施機関から個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該個人番号利用事務等の委託をした実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者とみなして、前項及び第八条の規定を適用する。

(委託先の監督)

第八条 実施機関は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をするときは、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、個人番号及び特定個人情報報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前条第一項の規定に基づき個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(提供の要求)

第九条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号利用事務等を処理するため必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者(住民基本台帳法別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者のうち都の実施機関に係るものに限る。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を求めることができる。

(提供の求めの制限)

第十条 何人も、法第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の収集及び保管ができる場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、第九条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及

び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・総務省令第三号）で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「施行令」という。）で定める措置をとらなければならない。

（個人番号カードの利用）

第十二条 実施機関は、前条の規定による本人確認の措置において利用するほか、条例で定める事務を処理する場合には、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該条例で定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して、個人番号カードを利用することができる。

第三章 特定個人情報の利用、提供、収集等

第一節 特定個人情報の利用、提供、収集等の制限

（利用の制限）

第十三条 実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の利用をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、個人番号利用事務の処理を行うに当たって、利用条例第四条第二項に規定する他の個人番号利用事務の処理に関して当該実施機関が保有する特定個人情報を利用することができる。

（提供の制限）

第十四条 実施機関は、実施機関の事務に係る法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（収集等の制限）

第十五条 実施機関は、実施機関の事務に係る法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管をしてはならない。

2 実施機関は、個人番号利用事務を実施するに当たって、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、複数の個人

番号関係事務において同一の内容の情報が記載された書面の提出を重ねて求めることのないよう、情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（特定個人情報取扱事務の届出）

第十六条 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

一 特定個人情報を取り扱う事務の名称

二 特定個人情報を取り扱う組織の名称

三 特定個人情報を取り扱う事務の目的

四 特定個人情報の記録項目

五 特定個人情報の対象者の範囲

六 特定個人情報の経常的な提供先及び提供する項目

七 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第一項の規定による届出に係る特定個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（公表及び閲覧）

第十七条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び収集

（特定個人情報の提供及び収集）

第十八条 実施機関が、法第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、施行令第二十八条で定める方法により、情報照会者（法別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、

当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 第十五条第一項の規定により、法第十九条第七号に定める場合に該当し、実施機関が特定個人情報収集した場合において、他の法令等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(情報提供等の記録)

第十九条 実施機関は、法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供を行った場合には、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続された実施機関の使用する電子計算機に記録しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者(法別表第二の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。))をいう。以下同じ。の名称

二 提供の求めを受けた日時及び提供があつたときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令第四十七条第一項各号で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、実施機関は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が第三十条に規定する非開示情報に該当すると認める場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録しなければならない。

3 前二項に規定する記録(以下「情報提供等記録」という。)は、施行令第二十九条に基づき、記録を行った日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して七年間保存しなければならない。

(情報提供等記録の利用)

第二十条 実施機関は、情報提供等記録に記録された特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用してはならない。

(秘密の管理)

第二十一条 実施機関は、情報提供等事務(法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供又は収集等に関する事務をいう。以下同じ。)に関する秘密について、その

漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十二条 情報提供等事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四章 特定個人情報ファイルの保有の制限

(特定個人情報保護評価)

第二十三条 評価実施機関(実施機関及び実施機関の附属機関をいう。以下同じ。)は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価対象特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響について、自ら評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を実施し、これらの事態の発生を抑止することその他評価対象特定個人情報を適切に管理するために必要な措置を講ずるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、東京都規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 評価実施機関は、東京都規則で定めるところにより、特定個人情報保護評価の結果を記載した書面(以下「評価書」という。)を作成し、当該評価書を個人情報保護委員会(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五十条に規定する個人情報保護委員会をいう。)へ提出するとともにこれを都民に公表するものとする。

(第三者点検等)

第二十四条 評価実施機関は、前条第二項によって作成した評価書であつて東京都規則で定めるものを公示し、広く都民の意見を求めるものとする。

2 評価実施機関は、前項の規定により得られた意見を十分に考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、東京都情報公開条例第三十九条に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十五条 個人番号利用事務等実施者は、法第十九条第十一号から第十四号までのい

ずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第五章 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等

(保有特定個人情報の開示請求権)

第二十六条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明らかである場合はこの限りではない。

(開示請求方法)

第二十七条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の個人番号、氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類及び自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるところができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定)

第二十八条 実施機関は、開示請求があった日から十四日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開

示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第三十三条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第二項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有特定個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者（第二十六条第二項の規定により法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次項、第三十条第二号、第三号及び第十号並びに第三十一条第二項において同じ。）以外のものに関する情報（他人の保有特定個人情報を除く。）が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「第三者」という。）が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示した意見

書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出したものに對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第二十九条 保有特定個人情報の開示は、実施機関が前条第二項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に對し、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等(以下「都規則等」という。)で定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有特定個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有特定個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

(保有特定個人情報の開示義務)

第三十条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に對し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる

機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、開示することができないと認められる情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報(第九号から第十一号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
- ロ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

ト 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

七 第三者が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護

に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

八 法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

ロ 法定代理人が二人以上いる場合で、法定代理人の一人による開示請求がなされた場合において、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

九 他人の保有特定個人情報

十 開示請求者同一の世帯に属する者の保有特定個人情報であつて、開示請求者に開示することによつて、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

十一 個人番号のうち死亡した者に係るもの

(一部開示)

第三十一条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第二号の非開示情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第三十二条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報(第三十条第一号、第九号、第十号及び第十一号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第三十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に係る事案の移送)

第三十四条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報（第十九条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(訂正を請求できる者)

第三十五条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第二十六条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求方法)

第三十六条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正を求める内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第二十七条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)

第三十七条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があることを認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第三十八条 実施機関は、訂正請求があった日から三十日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第三十六条第三項において準用する第二十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第二十八条第三項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正請求に係る事案の移送)

第三十九条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報（第十九条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が第三十四条第三項の規定に基づき開示に係るものであるときは、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂

正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第四十条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報(第十九条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、第十九条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止を請求できる者)

第四十一条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(第十九条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。次条から第四十四条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

一 第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して利用されているとき、第十五条第一項の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は第二十五条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

二 第十四条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第二十六条第二項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求方法)

第四十二条 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、

次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第二十七条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第四十三条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第四十四条 実施機関は、利用停止請求があつた日から三十日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対して、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第四十二条第二項において準用する第二十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。



5 第二十八条第三項及び第五項の規定は、利用停止決定等について準用する。  
(手数料)

第四十五条 実施機関(都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)が第二十九条の規定により保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

2 実施機関が保有特定個人情報の開示をするため、第二十八条第二項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から十四日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。

3 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

(適用除外)

第四十六条 法律の規定により行政機関個人情報保護法第四章の規定を適用しないときとされている個人情報を含む特定個人情報については、本章の規定は適用しない。

第六章 救済の手続

(審査請求があつた場合の手続)

第四十七条 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等(開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「改正行政不服審査法」という。)の規定に基づき審査請求があつた場合は、個人情報保護条例第六章の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十三条第二項及び第十八条から第二十二条までの規定は、法附則第一条第五号に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであつて、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものは、第四十七条の規定にかかわらず東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第四百十号)による改正前の個人情報保護条例第六章の規定を準用する。

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期	
文書、図画及び写真	写し(単色刷り)一枚につき	二十円	写しの交付のとき。	
	写し(多色刷り)一枚につき	百円	写しの交付のとき。	
マイクロフィルム	印刷物として出力した一枚につき	二十円	写しの交付のとき。	
電磁的記録	フロッピーディスク	複製したフロッピーディスク一枚につき	百円	写しの交付のとき。
	ビデオテープ	複製したビデオテープ一枚につき	二百九十円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複製した録音テープ一卷につき	二百六十円	写しの交付のとき。
その他	印刷物として出力した一枚につき	二十円	写しの交付のとき。	

備考

- 一 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を一枚として算定する。
- 二 公文書の写し（マイクروفイルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 三 フィルム（マイクروفイルムを除く。）の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる金額によりがたい場合には、東京都規則で定めるところにより開示手数料を徴収する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百二十二号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第7条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	148,000	179,400	243,400	267,600	331,000	377,100
	2	149,400	181,500	245,600	269,900	333,500	379,500
	3	150,800	183,600	247,800	272,200	336,000	381,900
	4	152,200	185,700	250,000	274,500	338,500	384,200
	5	153,700	187,800	252,200	276,800	341,000	386,500
	6	155,300	190,000	254,500	279,100	343,400	388,800
	7	156,900	192,100	256,800	281,400	345,800	391,100
	8	158,600	194,200	259,100	283,700	348,200	393,300
	9	160,300	196,300	261,400	286,100	350,500	395,500
	10	162,100	198,500	263,700	288,500	352,800	397,700
	11	164,000	200,600	266,000	290,900	355,100	399,900
	12	166,000	202,800	268,300	293,300	357,400	402,000
	13	168,000	205,100	270,600	295,800	359,700	404,100
	14	170,000	207,300	272,900	298,200	362,000	406,200
	15	172,100	209,500	275,200	300,700	364,300	408,300
	16	174,200	211,700	277,500	303,200	366,600	410,400
	17	176,400	214,000	279,800	305,700	368,800	412,500
	18	178,800	216,400	282,200	308,100	371,000	414,600
	19	181,200	218,700	284,700	310,500	373,200	416,700
	20	183,600	221,000	287,100	312,800	375,400	418,800
	21	186,000	223,200	289,500	315,100	377,500	420,900
	22	187,300	225,400	291,900	317,400	379,600	423,000
	23	188,600	227,500	294,200	319,800	381,700	425,000
	24	189,900	229,700	296,500	322,200	383,800	427,000
	25	191,300	231,900	298,800	324,500	385,900	429,000
	26	192,700	234,100	301,200	326,800	388,000	431,000
	27	194,100	236,300	303,600	329,200	390,000	433,000
	28	195,500	238,400	305,900	331,600	392,000	435,000
	29	196,900	240,500	308,100	333,900	394,000	437,000
	30	198,300	242,600	310,300	336,200	396,000	439,000
	31	199,700	244,700	312,500	338,400	398,000	441,000
	32	201,100	246,900	314,700	340,700	400,000	443,000
	33	202,600	249,100	316,800	343,000	402,000	444,900
	34	204,100	251,300	318,900	345,200	404,000	446,800
	35	205,600	253,500	321,100	347,500	406,000	448,700
	36	207,100	255,600	323,300	349,700	407,900	450,600
	37	208,600	257,700	325,400	352,000	409,800	452,500
	38	210,100	259,800	327,500	354,300	411,700	454,300
	39	211,600	261,900	329,700	356,500	413,600	456,100
	40	213,100	264,100	331,900	358,700	415,500	457,900
	41	214,700	266,200	334,000	360,800	417,400	459,700
	42	216,400	268,400	336,200	362,800	419,300	461,400
	43	218,200	270,500	338,300	364,900	421,200	463,100
	44	220,000	272,600	340,400	366,900	423,100	464,800
	45	221,700	274,700	342,500	369,000	425,000	466,500
	46	223,300	276,800	344,600	371,100	426,800	468,100
	47	224,900	278,900	346,700	373,100	428,600	469,800
48	226,500	281,000	348,800	375,100	430,400	471,500	

49	228,100	283,100	350,800	377,000	432,200	473,200
50	229,700	285,200	352,800	379,000	433,900	474,900
51	231,300	287,300	354,800	381,000	435,600	476,600
52	232,900	289,400	356,800	382,900	437,300	478,200
53	234,500	291,500	358,700	384,900	438,900	479,800
54	236,100	293,600	360,600	386,800	440,500	481,500
55	237,700	295,700	362,600	388,600	442,100	483,100
56	239,200	297,800	364,500	390,500	443,700	484,600
57	240,700	299,900	366,400	392,400	445,200	486,000
58	242,200	301,900	368,200	394,200	446,700	487,200
59	243,700	303,900	370,000	395,900	448,200	488,400
60	245,200	305,900	371,800	397,600	449,700	489,500
61	246,600	307,900	373,500	399,200	451,100	490,600
62	248,000	309,900	375,100	400,800	452,400	491,600
63	249,400	311,900	376,700	402,500	453,600	492,500
64	250,800	313,800	378,200	404,200	454,700	493,300
65	252,200	315,700	379,600	405,800	455,700	494,000
66	253,700	317,600	381,000	407,300	456,700	494,800
67	255,100	319,500	382,300	408,900	457,600	495,500
68	256,500	321,400	383,600	410,400	458,500	496,200
69	257,800	323,200	384,800	411,800	459,400	496,800
70	259,200	325,000	386,100	413,100	460,300	497,400
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100	498,000
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800	498,600
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500	499,200
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100	499,700
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700	500,200
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200	500,700
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700	501,200
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200	501,700
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700	502,200
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200	502,700
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700	503,200
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200	503,700
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700	504,200
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200	504,700
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700	505,200
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200	
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700	
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200	
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700	
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200	
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700	
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200	
93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700	
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200	
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700	
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200	
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700	
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200	
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700	
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200	
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700	
102	297,700	361,900	404,400	436,200		
103	298,700	362,500	404,800	436,600		
104	299,700	363,000	405,200	437,000		

105	300,600	363,500	405,600	437,400
106	301,500	363,900	406,000	437,800
107	302,300	364,300	406,400	438,200
108	303,100	364,700	406,800	438,600
109	303,900	365,100	407,100	439,000
110	304,600	365,500	407,500	439,400
111	305,300	365,800	407,800	439,800
112	306,000	366,100	408,200	440,200
113	306,600	366,400	408,600	440,600
114	307,100	366,800	409,000	441,000
115	307,600	367,100	409,400	441,400
116	308,100	367,400	409,800	441,800
117	308,600	367,700	410,100	442,200
118	309,100	368,100	410,500	442,600
119	309,600	368,400	410,800	443,000
120	310,100	368,700	411,200	443,400
121	310,500	369,000	411,600	443,800
122	310,900	369,400	412,000	444,200
123	311,300	369,700	412,300	444,600
124	311,700	370,000	412,700	445,000
125	312,100	370,300	413,100	445,400
126	312,500	370,700	413,500	445,800
127	312,800	371,000	413,900	446,200
128	313,100	371,300	414,300	446,600
129	313,400	371,600	414,600	447,000
130	313,800	372,000	415,000	447,400
131	314,100	372,300	415,400	447,800
132	314,400	372,600	415,800	448,200
133	314,700	372,900	416,100	448,600
134	315,000	373,300	416,500	
135	315,400	373,600	416,900	
136	315,700	373,900	417,300	
137	316,000	374,200	417,600	
138	316,400	374,600	418,000	
139	316,700	374,900	418,400	
140	317,000	375,200	418,700	
141	317,300	375,500	419,000	
142	317,700	375,800	419,400	
143	318,000	376,100	419,800	
144	318,300	376,400	420,100	
145	318,600	376,700	420,400	
146	319,000	377,000	420,800	
147	319,300	377,300	421,200	
148	319,600	377,600	421,500	
149	319,900	377,900	421,800	
150	320,300	378,200		
151	320,600	378,500		
152	320,900	378,800		
153	321,200	379,100		
154	321,500	379,400		
155	321,800	379,700		
156	322,100	380,000		
157	322,400	380,300		
158	322,700	380,600		
159	323,000	380,900		
160	323,300	381,200		

161	323,600	381,500				
162	323,900	381,800				
163	324,200	382,100				
164	324,500	382,400				
165	324,800	382,700				
166	325,100	383,000				
167	325,400	383,300				
168	325,700	383,600				
169	326,000	383,900				
170		384,200				
171		384,500				
172		384,800				
173		385,100				
174		385,400				
175		385,700				
176		386,000				
177		386,300				
再任用職員	219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	392,500

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第一に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第七条第一項第一号中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の下に「前条第二項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第二十四条の二の三第二項中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第十四条又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表第二とし、付則の次に次の一表を加える。

別表第一（第六条関係）

イ 教育職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
二級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、専修実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
三級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭又は主任養護教諭の職務
四級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
五級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
六級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

ロ 事務職員給料表及び技術職員給料表(一) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主事の職務

二級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任の職務
三級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の課長代理の職務
四級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の課長の職務

ハ 技術職員給料表(二) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	特別支援学校の課長代理の職務

ニ 技術職員給料表(三) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の主任の職務
二級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の主任の職務
三級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の課長代理の職務

ホ 技術職員給料表(四) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	高等学校又は特別支援学校の主任の職務
二級	高等学校又は特別支援学校の主任の職務
三級	高等学校又は特別支援学校の課長代理の職務

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定(第二十四条の二の三第二項の改正規定を除く。)、附則第六条及び附則第九条の規定は平成二十八年四月一日から、第二条の規定(第二十四条の二の三第二項の改正規定に限る。)は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)の規定(第二十四条の二第二項の規定を除く。)は平成二十七年四月一日から、第一条による改正後の条例第二十四条の二第二項及び附則第五条の規定は同年十二月一日から適用する。

(平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

第三条 平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

第四条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当に関する特例措置)

第五条 平成二十七年十二月に支給する勤勉手当に係る第一条による改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百十」と、同項第二号中「百分の四十」とあるのは「百分の四十二・五」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

(等級別基準職務表に定める基準となる職務の特例)

第六条 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第四十四号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた者の属する平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における第二条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第六条第二項に規定する等級別基準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。

（給与の内払）

第七条 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第九条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

七、〇〇五円	八、七〇九円	一一、四二七円	一二、九六九円	一五、五一〇円	一六、五三九円
六、一〇五円	七、一九七円	八、九一六円	一〇、四二二円	一一、四三三円	一一、八二六円
七、〇三三円	八、七二四円	一一、四四八円	一二、九九〇円	一五、五三四円	一六、五六三円
六、一一七円	七、二二五円	八、九三七円	一〇、四四三円	一一、四五二円	一一、八四四円

を  
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

第三条第一項中「別表第二」を「別表第二」に改める。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百十三号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

別表中

補償に関する条例（以下「新条例」という。）第八条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償につ

いて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適



用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)第八条の二第二項の規定に基づく介護補償並びに旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限り。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四百四十四号

東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例

東京都立多摩社会教育会館条例(昭和四十三年東京都条例第四十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四百四十五号

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四百四十六号

東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

東京都障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年東京都条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(委員)

第三条 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

附 則

この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百七十七号

東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

東京都障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年東京都条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(委員)

第三条 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

附 則

この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百四十八号

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都心身障害者福祉センター条例(昭和四十三年東京都条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「東京都新宿区戸山三丁目十七番二号」を「東京都新宿区神楽河岸一番一号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 センターに第三条第二号に規定する施設の一部として東京都千代田区麴町三丁目七番地四に別館を置く。

附 則

この条例は、平成二十八年三月十四日から施行する。

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百四十九号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項の表東京都立精神保健福祉センターの項位置の欄を次のように改める。

東京都台東区東上野三丁目三番十三号

附 則

この条例は、平成二十八年三月十四日から施行する。

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五百十号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例(昭和四十六年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める。

第六条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五百一十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別表第七 四の部(一)の款の表(十)の項中「〇・〇三」を「〇・〇一」に、「〇・〇三」を「〇・一」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水のトリクロロエチレンに係る規制基準は、平成二十八年四月二十一日（この条例の施行の際既に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設が設置され、又は当該施設の設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、平成二十八年十月二十一日）までは、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七 四の部(一)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定は、同項に規定する工場又は指定作業場のうち水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第三十三号）の施行の際水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項の特定施設の設置及び設置の工事がなされていないもの（改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道

水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）については、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

従前の例による。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五百二十二号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

別表第四 一の部(二)の項中「特別支援学校の小学部及びこれ」を「義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれら」に、「特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部」に改める。

附則

この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都都民の森条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五百十三号

東京都都民の森条例の一部を改正する条例

東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第六十二号）の一部を次のように改正する。別表第三備考1中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「及び中等教育学校」を、「中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

東京都条例第五十四号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四中

太陽電池発電施設	一平方メートル、一月	八百五十九円
----------	------------	--------

を  
太陽電池発電施設  
一平方メートル、一月  
八百五十九円  
に改める。

都市公園占用保育所等施設  
置事業に係る保育所等施設

一平方メートル、一月	八百五十九円
------------	--------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

東京都条例第五十五号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」は「は」の下に「、別に定めがあるもののほか」を加え、同条ただし書を削る。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

東京都条例第五十六号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「供する防火対象物」の下に「（小規模特定用途複合防火対象物（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「省令」という。）第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第三十九条第一項第四号の二中「防火対象物」の下に「（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加え、同項第四号の三中「(火)項」を「(火)項」に改め、「防火対象物」の下に「（同表(火)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）」を加える。

第四十一条第一項第二号中「(火)項」を「(火)項ロ」に、「(五)項」を「(五)項ロ」に改め、同項第三号中「(火)項」を「(火)項ロ」に改め、同条に次の三項を加える。

4 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する自動火災報知設備については、省令第二十三条第四項第一号へに掲げる部分に感知器を設けなければならない。

一 小規模特定用途複合防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）の部分のうち、令別表第一(五)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合

同。)

計が二百平方メートル以上のもの

二 小規模特定用途複合防火対象物で、二階以上の階を令別表第一(五)項口に掲げる用途に供するもの

三 小規模特定用途複合防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

5 前項の規定により設ける自動火災報知設備については、省令第二十四条第五号、第五号の二又は第八号の二の規定を適用する場合においては、同条第五号ロ及びハ中「その部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、同号ニ中「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」と、同条第五号の二ロ(イ)及びロ中「その部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、同条第八号の二イ中「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定は、第四項に規定する自動火災報知設備に代えて特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五十六号)第三条第一項の特定小規模施設用自動火災報知設備及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十二年総務省令第七号)第三条第一項の複合型居住施設用自動火災報知設備を用いる場合について、それぞれ準用する。

第四十五条第一項中「消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「省令」という。)」を「省令」に改め、同項第一号中「時間をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、令別表第一(七)項に掲げる用途に供する部分(夜間において授業を行う課程を置くものに限る。)の床面積の合計が三百平方メートル以上のものには、省令第二十八条の二第一項第五号及び第二項第四号に掲げる部分に避難口誘導灯及び通路誘導灯を設けなければならない。

4 小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、令別表第一(八)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のものには、省令第二十八条の二第一項第五号に掲げる部分に避難口誘導灯を設けなければならない。

第五十五条の二の二第一項第一号中「防火対象物」の下に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加え、同項第三号中「(六)項」を「(七)項」に改め、「防火対象物」の下に「(同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)」を加える。

第五十五条の三の二第一項第一号中「防火対象物」の下に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加え、同項第三号中「(六)項」を「(七)項」に改め、「防火対象物」の下に「(同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)」を加える。

第五十五条の五第一項第九号中「(六)項イに掲げる防火対象物」の下に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加え、同項第十号中「(六)項ロに掲げる防火対象物」を「(六)項イに掲げる防火対象物(同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)」に改め、同条第四項第一号中「及び(六)項ロ」を「及び(六)項」に改め、「防火対象物」の下に「(同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)」を加える。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第五百五十七号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和四十一年東京都条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

付則第三十項中「当該公務災害補償」を「当該年金たる公務災害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

一 傷病補償年金(第 十八条の二に規定す	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第 百十五号)による障害厚生年金又は被	〇・七三
-------------------------	--	------

<p>五 遺族補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>四 障害補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>三 障害補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>二 傷病補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>る公務上の災害に係るものを除く。）</p>
<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び付則第三十四項の表において「障害基礎年金」という。）</p>
<p>○・八〇</p>	<p>○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一）</p>	<p>○・七三</p>	<p>○・八二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八一）</p>	

<p>一 傷病補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>二 障害基礎年金（当該公務災害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び付則第三十四項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>六 遺族補償年金（第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>
<p>一 障害厚生年金等</p>	<p>一 障害厚生年金等</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>
	<p>○・八八</p>	<p>○・八七</p>

付則第三十一項中「、当該公務災害補償」を「、当該年金たる公務災害補償」に、  
 「から当該公務災害補償」を「から当該年金たる公務災害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>二 傷病補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>○・九一(第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九〇)</p> <p>○・九二(第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九一)</p>
<p>三 障害補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>○・八三</p> <p>○・八八</p>
<p>四 障害補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>○・八九(第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八八)</p> <p>○・九二(第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九一)</p>
<p>五 遺族補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 遺族厚生年金等</p> <p>二 遺族基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付の</p>	<p>○・八四</p> <p>○・八八</p>

<p>六 遺族補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>一 遺族厚生年金等</p> <p>二 遺族基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)</p> <p>又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>○・八九</p> <p>○・九二</p>
<p>一 傷病補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び付則第三十五項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)</p> <p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び付則第三十五項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p> <p>三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び付則第三十五項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	<p>○・七五</p> <p>○・七五</p> <p>○・八九</p>
<p>二 傷病補償年金(第十八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>○・八三(第一級)</p>

付則第三十二項中「当該公務災害補償」を「当該年金たる公務災害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

十八條の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。	二 旧厚生年金保険法による障害年金	の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・八二)
三 障害補償年金(第十八條の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	三 旧国民年金法による障害年金 一 旧船員保険法による障害年金 二 旧厚生年金保険法による障害年金	〇・九三(第一級又は第二級の傷病等級に係る傷病補償年金にあつては、〇・八二) 〇・七四 〇・七四
四 障害補償年金(第十八條の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	一 旧船員保険法による障害年金 三 旧国民年金法による障害年金	〇・八三(第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八二)
	二 旧厚生年金保険法による障害年金	〇・八三(第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八一、第二級の障害等級に係る障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八二)

五 遺族補償年金(第十八條の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	三 旧国民年金法による障害年金 一 国民年金等改正法附則第八十七条の第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 二 国民年金等改正法附則第七十八条の第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 三 国民年金等改正法附則第三十二条の第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九三(第一級又は第二級の障害等級に係る障害補償年金にあつては、〇・九二) 〇・八〇 〇・八〇 〇・九〇
六 遺族補償年金(第十八條の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	一 国民年金等改正法附則第八十七条の第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 二 国民年金等改正法附則第七十八条の第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 三 国民年金等改正法附則第三十二条の第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・八七 〇・八七 〇・九三

付則第三十三項中「当該公務災害補償」を「当該年金たる公務災害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「法律による」を加え、付則第三十四項を次のように改める。

34 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第八条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる



給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額)を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等(当該公務災害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八六
障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八

付則第三十五項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第八条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成二十七年十月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 新条例付則第三十項から第三十五項までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた年金たる公務災害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る年金たる公務災害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る年金たる公務災害補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)(付則第三十項から第三十五項までの規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる公務災害補償及び休業補償は、新条例による年金たる公務災害補償及び休業補償の内払とみなす。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 二一〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

